

**平成 26 年度第 2 回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会及び
第 7 次高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画策定に関する懇話会
議事要旨**

日時	平成 26 年 6 月 23 日（月） 14：00～16：00
場所	東大阪市総合庁舎 22 階 会議室 1・2
出席委員	関川委員、西島(善)委員、松本委員、水口委員、山下委員、伊庭委員、 高林委員、竹林委員、西畠(準)委員、東野委員、引田委員、前田委員、 河田委員、畑阪委員
欠席委員	稲森委員、新崎委員、津森委員、松浦委員

1. 開会（高齢介護室挨拶、配布資料の確認）

2. 議事

（1）報告案件

①市民アンケートの送付について

（資料 4、資料 1、資料 1－2 の説明：事務局）

（2）審議案件

①事業所向けアンケートについて

（調査票の説明：事務局）

委員

○ アンケートは管理者宛てに発送するのか。管理者が記載するのか。

事務局

○ 事業所宛てに発送する。管理者には限定しないが、管理者が回答するケースは多いと思う。

委員

○ 職員は収支状況までは分からない。地域包括支援センターの職員の過不足状況は、管理者と職員では感じ方にかなり差があると思われる。正當に評価されるかどうか懸念される。

会長

○ 居宅介護支援事業所には、事業所名と回答者名を書く欄がないが、あえて外したのか。

事務局

○ 管轄する地域を把握するために地域包括支援センター名と回答者名を記入してもらう。居宅介護支援事業所は件数が多いため、前回同様、書く欄を外したが、必要であれば検討する。

委員

- 管理者だけでは回答が難しく事業所内で相談することになるため、事業所として回答してもらうことでよい。地区名は回答してもらったほうがよい。「併設事業所」とは何を意味するか。

事務局

- 「併設事業所」とは同一法人の中で、運営している事業所のことである。

委員

- 同一法人が市内の別の地域で訪問リハや訪問看護などを行う場合、併設事業所とみなすのか。

事務局

- 同一法人が、同じ地域で事業を行うもので、居宅介護支援事業所のすぐ近くにある事業所をイメージしている。「同一敷地内で」とすると、道路向かいの事業所は該当しなくなる。併設事業所の基準を確認して、混乱しないよう、的確な表現に修正する。

委員

- 併設の定義よりも、「この質問で何を期待しているか」が重要である。同一法人が、市内の各地域に展開していることを聞くのか、同一地域内で事業を展開していることを聞くのかによって、質問の仕方は変わる。そこを明確にしたうえで質問の表現を検討してほしい。

事務局

- この質問の趣旨は、地域にどのくらいのサービスがあるかを把握することである。

会長

- 問3は、居宅介護支援事業所の中立性や公平性を尋ねようとしているのか。

委員

- 中立性や公平性はこの質問だけでは分からない。居宅以外の訪問系サービスを行う事業所はこれには該当しないため、地域特性も分からない。質問の趣旨をもう一度考えるべきである。

事務局

- 前回調査と同様にしたが、中立性や公平性が不足しており、客観的な評価は難しい。居宅介護支援事業所の事業展開を聞いても、それから何が得られるかが分かりにくい。

会長

- クロス集計を行えば、施設系、通所系、訪問系、医療系、介護系別に、連携主体、かかりつけ医、地域包括支援センターなどとの関わりが分かる。単純に併設しているところが多いものを見るだけでは意味がないため、どのように使うかを検討してほしい。

委員

- 問 22 も、併設の有無によってクロス集計を行えば傾向が分かると思う。

会長

- 対象は、連携の要となる地域包括支援センターと居宅介護支援事業所でよいか。

委員

- 最近はCSWと一緒に動くことが多いが、CSWとの関わりについてはどうか。

会長

- 地域包括支援センターの調査票の5頁の(6)にCSWを入れてはどうか。

委員

- 社会貢献事業にも携わってもらっていると思う。

委員

- CSWがいる地区は活動的だが、そうでないところもある。そのようなものが見えればよい。

委員

- 居宅介護支援事業所の問 10 は、「ケアマネージャーが本人のニーズや問題点を把握しているという前提のうえで、家族の意向を重視する」という解釈でよいか。

事務局

- その通りである。

会長

- 最終的な調整は私と事務局に一任してもらいたい。自由記入欄はもう少し大きくしてほしい。

事務局

- 追加の意見は、意見票に記入のうえ、7月2日(水)までに提出をお願いします。

②第6次高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の進捗状況及び重点施策に対する取り組みと評価

(資料「東大阪市第6次高齢者保健福祉計画 東大阪市第5期介護保険事業計画 施策体系図、資料2、資料3の説明：事務局)

会長

- 前回と今回のアンケート調査によって、効果があったものとそうでないものが見えてくる。

その点にも留意して分かりやすく分析していただきたい。

委員

- 「ワンコイン生活サポート事業」の実績、「めっちゃ元気まつり」の参加者数を教えてほしい。

事務局

- 「めっちゃ元気まつり」の参加者は、昨年度同等の約 150 人だった。今年度は地域で活動している人の発表や介護予防教室の紹介を行った。「ワンコイン生活サポート事業」は、平成 25 年度末までの累計で、援助会員 396 名、利用会員 696 名、サービス援助内容 2,620 回である。

委員

- 「重点施策に対する取り組みと評価」は、単年度だけでなく、中長期的な施策が考えられるべきであり、新たな課題や、計画値と実績値にかい離があり変更すべきものなどが、取り込まれるべきである。それらをどのように整合性を取ればよいのかと思っている。介護保険事業の計画値に対しては、実績と違う数値もあった。計画値そのものの妥当性を分析したほうがよい。進捗状況としては、できる限り前期の計画値と実績値を比較してほしい。

会長

- 計画と実績をどうみるか事務局案を作り、議論することが必要である。次期計画での目標を整理したうえで量の検討をお願いしたい。高齢者向け福祉計画の中の実績値が、あるべき姿から見て十分なのかどうかがよく分からない。アウトプットを評価することが必要である。

委員

- 資料 2 の 11 頁の「家族介護教室」の実績は平成 24 年度 73 回、計画値は 215 回や 250 回でうまくいっていなかったことが分かる。このようなことを見たらうで分かりやすくしてほしい。

会長

- 施策の背景が読み取れない。計画に対する実績から検討すべきものと今後 5 年を展望したとき取り込むべきものが、資料 3 で入り混じっている。環境や制度、本市の取組が変化する中で、次の 5 年の課題を明確にしてほしい。今回の取組方針の表現についても今後議論したい。「協力体制を構築する」、「施策を充実する」のイメージを共有することが必要である。

委員

- 資料 3 の 7 頁の「日常生活自立支援事業は実施体制が追い付いていない」を教えてほしい。

事務局

- 平成 25 年度末の待機者は 105 人で、ほぼ 6 か月待ちである。今年度、新たに 3 人の専門員を確保する予定である。待機解消しながらスムーズな利用支援につながるよう、実施機関である社会福祉協議会と相談しているところである。

委員

- 理想は待機なく、すぐに利用できることである。

委員

- 資料3の9頁に、対策の評価の最後に、「介護者のニーズを十分把握したうえで、介護者が心身両面での負担ができるだけ軽減されるような事業や施策の充実」とあるが、今回のアンケートで反映されたものはあるか。介護者からは「預ける場所がないのに、リフレッシュに行くことはできない」という声が上がっている。リフレッシュ事業なども、どのような形で進めるのがよいかを考える必要がある。高齢化率が高い割に、介護教室は少ないと思う。

委員

- 介護予防は、ある一定の期間で終わるものが多いが、健康づくりと違って、介護予防は続けることで効果が出てくる。平成18年に市の支援を受けて介護予防を開催し、当時は珍しかったこともあり、多くの人が参加してくれた。それ以降は似たような活動が多く、もっと効果的に行う方法はないかと思っている。私も参加したが効果はあり、継続的に続けることが必要である。高齢者数の割に介護予防教室などの回数は少ない。様々な団体の協力によって、継続的に行うしくみを作ってほしい。知識や経験をもつ高齢者の活躍の場や交流の場も必要である。外に出て交流をすることが認知症の予防にもつながる。

委員

- 「SOSオレンジネットワーク」の目標はどのようになっているか。

事務局

- 昨年度は4大紙の新聞事業者の協力を得ることができた。今年度も、郵便局やコンビニなどの事業者の協力を広げていきたい。

会長

- 認知症の増加が予測されるため、協力事業者以外で地域でどのように支えるかが重要である。認知症の人を支える徘徊SOSネットワークは、7頁の評価のところにはないが、どうか。

事務局

- 評価については、取組方針とほぼ対比する形で行っている。

会長

- 次回の計画では、取組方針の立て方を見直す必要があると思う。

事務局

- あくまでも現行計画に対する評価で、次回もこれによしとしているわけではない。現在評価

している部分やご意見を踏まえ、取組方針や重点施策の項目を検討したいと考えている。

委員

- 私の地区はボランティアの活動が見えにくい。近所の助け合いボランティアを考えている。

委員

- 社会福祉協議会で講座を開催し、講座終了者に買い物や話し相手などの小さいボランティアグループを任せたり、個人登録者に紹介するなど、地域活動のコーディネートを行っている。

委員

- 地域の人とボランティアの接点が少ないため、近所の人の方が頼みやすい面がある。

委員

- 逆に近所の人ではないほうがよいという場合もある。話し相手のボランティアを探しているなどの情報をボランティアセンターに連絡もらえれば、コーディネートする。

委員

- 身近な近所同士でもっと気軽に話せる関係づくりも必要である。サロンに連れて行くなどサロンに参加してもらうためのボランティアなども今後考えていただきたい。

会長

- 地域課題解決型のボランティア育成から、講座終了以降の組織化や活動まで支援してほしい。

委員

- ボランティア講座終了当初は、職員が関わって、一緒に問題解決していきたい。

会長

- 例えば、地域で認知症の人を支えるという課題に対するボランティアの研修と組織化、関係団体との連携を支援してほしい。前計画でも、社会的孤立や介護予防の問題などインフォーマルな取組が出ている。それらにテコ入れして地域の人に望まれるものを作っていくたい。この件は次回も議論を行う。

③その他

(資料6、7の説明：事務局)

会長

- 次期計画策定関連で、議論が必要なものは何か。

事務局

- 介護保険事業計画で所得の低い高齢者の保険料を軽減するため、収入をどのように見込むか

が必要である。特別養護老人ホームの新規入所者が要介護3以上になるため、施設入所者の給付費算定の際に、要介護3以上でどのくらいの人数を見込むかが必要である。要支援1、2の人の訪問介護と通所介護の地域支援事業への移行は段階的に行い、平成29年4月にはすべての保険者で地域支援事業を実施し、平成29年度末にはすべて移行することになる。今期計画の計画期間が平成27年度から29年度なので、平成29年4月実施については、サービスの担い手なども含めて計画に盛り込む必要がある。

委員

- 要支援の人も事業者も、介護予防事業の地域支援事業への移行により何が変わるかを知りたいと思っている。厚労省は「切り捨てではなく充実多様化だ」と言っている。利用者に不安を与えないよう、介護保険事業では手が届かないものを市町村事業に移行することで、よりキメ細かく行うという意図を伝えてほしい。継続的、安定的なサービス提供が、利用者の介護予防と安心につながることを、計画にしっかり位置付けることが必要である。現在、特別養護老人ホームに入所中の人はサービスを受けることができることも情報提供が必要である。今後は、特別養護老人ホームでも医療対応が必要になると思う。施設入所することで世帯分離している人が多いため、早めに情報発信してほしい。

委員

- 東大阪市は、平成24年度から指定や指導の権限をもって進めている。前ははまだ始まったばかりだったが、次期はそれを踏まえて平成27年度からの3年間を考えなければならない。介護保険等に関しては、より精度の高いものが求められると思う。

会長

- 予防給付を地域支援事業に移行するプロセスと、地域で支えるしくみや概念図を、今回の計画で明確に示すことが必要である。

委員

- 市は指導できる立場として、最初の計画をきちんと行うことが必要である。

会長

- 要介護1から3くらいまでは、一人暮らしの認知症の人で介護が必要になっても地域で住み続けられるよう、サービス付き高齢者向け住宅やグループホームの質の確保など、安心して生活できるしくみを、次期計画の中で考えていきたい。

事務局

- 第3回会議は、9月3日(水)14時から東大阪市民会館2階 第3集会室にて開催する。

4. 閉会

以上